

● 中小・中堅企業の活力強化につながる税制が拡充されます！ ●

*平成25年4月から開始する事業年度が対象

800万円まで交際費が経費に！【1年間】

➢ 中小企業は、800万円までの交際費が全額損金算入できるようになります。

【現行】600万円まで9割を損金算入

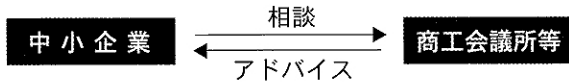
【改正後】800万円まで全額損金算入

*資本金1億円以下の中小企業が対象

商業・サービス業における店舗改修等の設備投資が新たに減免対象に！【2年間】

➢ 商業・サービス業の中小企業が店舗改修などを行った場合、減税されます。

特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（7%）の選択利用



※利用の際、商工会議所等の助言が必要

対象事業者
卸売業、小売業、サービス業、
農林水産業

対象設備
器具・備品（1台30万円以上）
建設附属設備（1台60万円以上）

国内への生産設備投資減税が創設！【2年間】

➢ 新たに国内で取得した機械などの生産設備が減税対象となります。

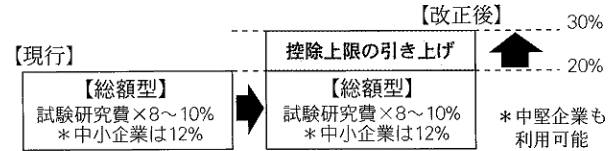
特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（3%）の選択利用

※生産設備等への年間総投資額が減価償却費を越え、かつ、対前年比10%の場合

*中堅企業も利用可能

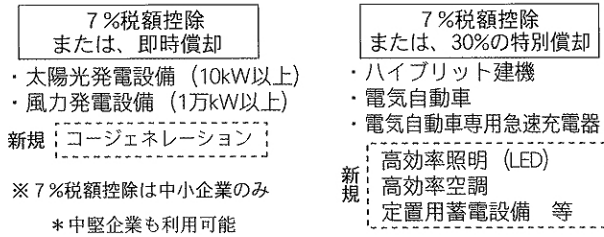
研究開発税制の上限が30%に！【2年間】

➢ 研究開発費の税額控除額の上限が、法人税額の20%から30%に引き上げられます。



グリーン投資税制の対象が拡大！【2年間】

➢ 太陽光・風力発電設備の即時償却が継続されます。コージェネ、LED等が新たに対象に。



給与支払増加額の10%を税額控除！【3年間】

➢ 給与等の支給額を5%以上、増加させた場合、増加額の10%を税額控除できます。（法人税額の10%、中小企業は20%まで）

*中堅企業も利用可能

雇用促進税制の控除額が倍増に！【1年間】

➢ 増加した雇用者1人あたりの税額控除額が20万円から40万円に増額されます。

※雇用保険一般被保険者が対象。労働基準局等に雇用計画の提出が必要。 *中堅企業も利用可能

● 内需拡大につながる税制が拡充されます！ ●

住宅ローン減税が拡充！【4年間】

➢ 借入限度額が4,000万円に倍増となり、所得税額から、上限40万円、10年間、控除されます。（一般住宅の場合）

入居対象期間	種類	借入限度額	控除率	控除限度額	控除期間	最大控除額
現行 (平成25年1月~平成26年3月)	一般住宅	2,000万円	10%	20万円	10年間	200万円
	認定住宅(※)	3,000万円		30万円		300万円
改正後 (平成26年4月~平成27年12月)	一般住宅	4,000万円	10%	40万円	10年間	400万円
	認定住宅(※)	5,000万円		50万円		500万円

※認定住宅:耐久性及び耐震性、省エネ性能が高く一般住宅より寿命が長い「長期優良住宅」や「省エネ住宅」が対象

教育資金を孫に一括贈与する場合の贈与税が非課税に！【3年間】

➢ 祖父母（贈与者）は、金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括贈与する場合、子や孫ごとに1,500万円が非課税となります。

※教育資金の用途は金融機関が領収書等をチェックします。書類は金融機関が保管。

● 利子税・延滞税が引き下げられます！ ●

*平成26年1月施行
市中金利に鑑み、税率が約半分になります。

	現行	改正後(※)	内容
利子税	特例(主なもの)	4.3%	貸出約定平均金利 + 1%
	本則	14.6%	9.3% (特例創設) 貸出約定平均金利 + 1% + 7.3%
延滞税	特例	4.3%	貸出約定平均金利 + 1% + 1%
	事業の廃止等による納税の猶予等	4.3%	2.0% 貸出約定平均金利 + 1%
還付加算金	特例	4.3%	2.0% 貸出約定平均金利 + 1%

(※) 貸出約定平均金利が1%の場合

※平成25年1月29日現在の情報をもとに作成しております。